

三鷹産業プラザ7階会議室予約システム利用規約

2025年12月9日改定

株式会社まちづくり三鷹（以下、「当社」という。）が管理・運営する三鷹産業プラザ（東京都三鷹市下連雀3-38-4）7階所在の貸出用会議室（以下、「会議室」という。）について、三鷹産業プラザ7階会議室予約システム（以下、「本システム」という。）により、利用申込み手続き等を行う場合は、本規約及び三鷹産業プラザ7階会議室利用規約（以下「会議室利用規約」という。）が適用される。

当社が、当社ホームページ上に会議室または本システムに関して個別規定や追加規定を掲載する場合、それらは個別に定める周知期間を経て本規約または会議室利用規約の一部を構成するものとし、個別規定又は追加規定が本規約と抵触する場合には、最新の規定が優先されるものとする。

（システム利用者、利用登録者）

第1条 システム利用者とは、会議室を利用するために本システムを利用する者をいう。

2 利用登録者（以下、「登録者」という。）とは、本規約同意後、本システムの利用者IDを付与され、現在も有効な利用者IDを保持している者をいう。

（サービス内容）

第2条 本システムで登録者が利用できるサービスは、次のとおりとする。

- (1) 会議室の空き状況の確認及び料金試算（料金シミュレーション）
- (2) 会議室に関する案内事項の確認
- (3) 利用者情報の登録及び変更
- (4) ログイン時に必須なパスワードの登録

2 本システムでシステム利用者が利用できるサービスは、次のとおりとする。

- (1) 会議室等の新規利用申請（仮予約及び本予約）
- (2) 予約の変更申請、キャンセル（取り消し）（仮予約及び本予約）
- (3) 請求書等帳票のダウンロード
- (4) 予約・支払情報の確認、連絡事項の登録
- (5) 予約通知メールの登録
- (6) バーチャル下見の閲覧
- (7) パスワード等利用者登録情報の変更
- (8) 前項記載事項の各事項

（本システム利用の際の準備及び動作環境）

第3条 システム利用者及び登録者は、自己の責任と負担において、本システムの利用に必要な通信機器、ソフトウェア、メールアドレス、電話利用契約及びインターネット接続契約を準備するものとする。

2 本システム利用に伴う一切の通信料、接続料等はシステム利用者及び登録者の負担で行う。

3 本システムは、文字（日本語表示）やメール等の諸設定が適切に設定されていることを前提に本システムを利用することとし、この条件にあてはまらない利用による動作結果やそれに伴う諸影響に

関して、当社は一切責任を負わないものとする。

4 前3項の条件が満たされている場合においても、システム利用者及び登録者の事情（OS、ブラウザ及びその他ソフトウェア、LAN環境等）によって、本システムによるサービスが正しく作動しない場合、当社は一切の責任を負わないものとする。

（利用者ID等の管理）

第4条 登録者は、本システムにおける利用者ID、登録メールアドレス及びパスワード（以下、「利用者ID等」という。）の管理責任を負うものとする。

2 登録者は、利用者ID等を第三者に利用させることや、貸与、譲渡、偽名登録、売買、質入等とはならない。

3 登録者の利用者ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用による損害の責任等は登録者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとする。

4 登録者は利用者ID等の失念があった場合または漏洩、公開若しくは第三者に使用されていることが判明した場合、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

5 登録者が本規約に反した行為または虚偽の通知、その他の不正により当社に損害を与えた場合、当社は利用者IDを無効とすることができる。

（データの保管期限）

第5条 登録者が会議室を最後に利用した日から10年間経過した場合、当社は利用者ID及び予約履歴等を削除することができる。

（システム利用上の禁止事項）

第6条 システム利用者及び登録者は本システムの利用にあたって、次の事項を行ってはならない。

- (1) 当社の承諾なく、本システム若しくは本システムに関連して、営利を目的とする行為
- (2) 本システムの利用者IDまたはパスワードを不正に利用する行為
- (3) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、サービスを通じてまたは本サービスに関連して、使用または提供する行為
- (4) 法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (5) その他、当社が不適切と判断した行為

（本システム利用登録の停止）

第7条 登録者が次の事項に該当する場合、当社は利用登録を停止することができる。

- (1) 登録者が虚偽または故意に誤った利用登録をしたことが判明したとき
- (2) 登録者が本規約または会議室利用規約に違反したとき
- (3) 一個人（一団体）が重複して利用登録し他の利用者には不便が生じていると当社が判断したとき
- (4) 利用当日に登録者以外の個人または団体が会議室を利用しているとき
- (5) 当社が登録者として適切ではないと判断したとき
- (6) 会議室利用上の注意事項や会議室利用規約を守らない利用があったとき
- (7) システム利用者及び登録者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定されている暴力団員と判明したとき

（サービスの中断または停止）

第8条 当社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本システムの一部若しくは全部を中断または停止することができる。

- (1) 天災、事変、その他非常事態が発生または発生するおそれのあるとき
 - (2) 本システムに関連して、会議室の保守点検などを行うとき
 - (3) 異常、故障、障害などにより本システムの提供ができない事由が発生したとき
- (免責事項)

第9条 当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、本システムを利用したことによりシステム利用者、登録者及び第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとする。また、本システムの提供の遅延、中断または停止により発生した利用者、登録者及び第三者が被った被害についても、一切の責任を負わないものとする。

(サービスの変更)

第10条 当社は、本システムによるサービスの運営上そのシステムや内容の変更が必要であるときは、システム利用者及び登録者に事前に通知することなく必要な変更を行うことができるものとする。

(規約の変更)

第11条 当社は、必要に応じてシステム利用者及び登録者に対し事前に通知することなく、本規約を変更できる。本規約変更後、所定の周知期間を経た後に本システムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなす。

(その他)

第12条 その他必要な事項については、三鷹産業プラザ管理運営規程のほか別に定めるものとする。

三鷹産業プラザ7階会議室利用規約

2025年12月9日改定

株式会社まちづくり三鷹（以下、「当社」という）が管理・運営する三鷹産業プラザ（東京都三鷹市下連雀3-38-4）7階所在の貸出用会議室（以下、「会議室」という）の利用について本規約において定める。

当社が別途定める「三鷹産業プラザ7階会議室予約システム（以下、「本システム」という）利用規約（以下、「システム利用規約」という）」により、会議室の利用申込み手続き及び利用を行う場合は、本規約及びシステム利用規約が適用される。

本システムを利用して会議室の利用申込み手続き等を行う者は、本規約及びシステム利用規約に同意したものとみなす。

当社が、当社ホームページ上に会議室または本システムに関して個別規定や追加規定を掲載する場合、それらは個別に定める周知期間を経て本規約またはシステム利用規約の一部を構成するものとし、個別規定又は追加規定が本規約と抵触する場合には、最新の規定が優先されるものとする。

（定義）

第1条 本規約における申込者とは、システム利用規約第1条に基づき、本規約及びシステム利用規約に従い、会議室利用を申し込む者をいう。

2 本規約における利用者とは、本規約に従い、会議室を予約当日に利用する者をいう。

（会議室の利用時間）

第2条 会議室及び貸出機器の利用時間は、別に定め、当社ホームページ等で一般に公開する（別に定めがある場合、それに従う）ものとする。

（会議室の利用申込み：本予約）

第3条 申込者は、会議室の利用申込みを本システムにより行う。

2 会議室の利用申込みの受付期間は、原則、利用日の1年前の日の属する月の月初から利用日を含む3日前までとする。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではない。

3 物販を目的として会議室の利用を希望する申込者は、利用申込み時にその旨を申告するものとする。

4 当社は、本システムで受付した本予約申し込みに対し、固有の予約番号を付し、予約管理を行うものとする。

5 当社は、一件の本予約に対し申込者と利用者が異なることを認めない。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではない。

6 申込者は、会議室の利用申し込みと同時に、貸出機器の申し込みを行うことができる。

（利用申込みの承認：本予約）

第4条 当社は、会議室の本予約申し込みに対し、申込内容が本規約に違反しないことを確認し利用の承認を行う。上記確認のための手続きにより、利用承認までに数日を必要とする場合がある。

2 前項の承認結果は、申込者に対し、本システムから自動送信される電子メールで通知する。

（承認後の手続き：本予約）

第5条 申込者が大規模な催し又は物販を予定している等、当社が必要と判断する場合、当社は申込者に対し、打ち合わせ、確認書の取り交わし等の必要な措置を求めることができる。

2 申込者が、正当な理由なく前項の求めに応じない場合、当社は承認を取り消すことができる。

3 当社は、前条第1項の承認を行った後に、次の事情が判明した場合、承認の制限、停止または予約取り消しとすることができる。

- (1) 利用申込みに虚偽の内容が含まれているとき
- (2) 災害等により会議室の利用ができなくなったとき
- (3) 工事その他の都合により、当社が特に必要と認めたとき
- (4) その他、会議室及び三鷹産業プラザの運営上当社が不適切と判断したとき

4 申込者は、利用承認後の本予約に対し、本システムを使用して見積書、請求書、領収書を発行することができる。

(利用料及び支払い：本予約)

第6条 会議室及び貸出機器の利用料（以下、「利用料」という。）は別に定めるものとし、当社ホームページ等で公開するものとする。

2 申込者は、本予約承認後14日以内または当社が承認した支払期日までに当社が定めた方法により利用料を支払うものとする。

3 支払期日までに利用料の支払いがない場合、当社は利用承認の取り消しまたはキャンセル料の請求をすることができる。

(申込み内容の変更：本予約)

第7条 申込者は、利用承認後の本予約の内容（会議室や貸出機器、利用時間枠、行事名等）に対し変更を申請することができる。変更申し込みは、本システムによることとし、利用日の3日前まで、原則3回限りとする。

2 申込者は、本予約後の利用日時の変更はできないものとする。利用日時の変更をする場合は、次条に定めるキャンセル（取り消し）と再申込みにより行う。

3 当社は、変更申請に対する当社の承認をもって、変更を確定するものとする。承認結果は、申込者に対し、本システムから自動送信される電子メールで通知する。

4 当社は、変更申請内容について会議室運営上等の妥当性を判断し、変更承認するものとする。妥当ではないと判断された場合は不承認とすることができる。

5 申込者は、変更申請に伴い発生する追加の利用料及びキャンセル料について変更承認後14日以内又は当社が認めた支払期日までに当社が定めた方法により支払うものとする。

(利用申込みのキャンセル（取り消し）：本予約)

第8条 申込者は、本予約における会議室や貸出機器の一部または全部をキャンセル（取り消し）することができる。

2 前項のキャンセル（取り消し）手続きは、本システムにて行うものとする。キャンセル完了について、申込者に対し、本システムから自動送信される電子メールで通知する。

3 利用日から起算した期間が下表記載の期間に該当する時は、下表記載のキャンセル（取り消し）料金を請求できるものとする。

キャンセル（取り消し）の申出日	キャンセル（取り消し）料金
利用日の 61 日前まで	キャンセル（取り消し）料なし
利用日の 60 日～31 日前	利用料金総額の 40%相当の額（不課税）
利用日の 30 日～8 日前	利用料金総額の 80%相当の額（不課税）
利用日の 7 日～利用当日	利用料金総額の 100%相当の額（不課税）

4 当社は、キャンセルに伴い返金の必要が生じた場合は、第 17 条第 3 項に基づき、申込者に返金する。

（仮予約について）

第 9 条 申込者は、本システムを使用し当社が定める条件のもとで「仮予約」を申し込むことができる。

2 仮予約の条件等は、別に定め、本システム及び当社ホームページに掲載し一般に公開する。

3 当社は、本システム内において申し込まれた仮予約に対し、本予約と同様に固有の予約番号を付し管理するものとする。

4 申込者は第 3 条に定める本予約と仮予約を合計して同時に 15 件を予約することができる。ただし、当社が特別に認めた場合はこの限りではない。

（予約可能通知機能について）

第 10 条 申込者は、本システムにおいて当社が定める一定の条件のもとで「予約可能通知メール」の登録をすることができる。

2 「予約可能通知メール」とは、先約のある会議室にキャンセル（取り消し）が発生した際、一定時間経過後に空きが出たことを予約可能通知メール登録者に対し自動送信メールで通知する機能である。ただし、通知する電子メールにより仮予約あるいは本予約を確約するものではなく、申込者は第 3 条又は第 9 条に基づき、利用申し込み手続きを自ら行わなければならない。

（注意事項）

第 11 条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 室内の机、椅子等の準備・片付けは利用者で行うこと

(2) ゴミは必ず持ち帰ること

(3) 予約時間前後の入退室はできないこと

(4) 開始時間及び終了時間を守ること

(5) 受付を済ませない無断入室はできないこと

(6) 利用時間途中の部屋の間仕切、壁移動はできないため、複数の会議室を利用する場合は間仕切りのレイアウト指定をあらかじめ行うこと

(7) 利用日当日の貸出機器の申し込みはできないため、機器使用の申し込みはあらかじめ行うこと

2 利用者は、会議室の利用において前項を含む本規約の各条項のほか、当社が別に定めた会議室利用上の注意事項に従って利用しなければならない。

3 利用者が第 1 項及び前項に違反した場合、当社は利用者に対し、利用承認の取り消し、会議室の利用の制限または停止、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとする。

（遵守事項）

第12条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難経路の確認及び入場者の安全確保
 - (2) 室内を含む三鷹産業プラザ内及び周辺道路や隣接民地での禁煙
 - (3) 当社が指定した方法に基づく飲食行為
 - (4) 三鷹産業プラザ周辺における路上駐車（手配タクシー、ハイヤー等を含む）
- 2 利用者は前項のほか、当社が定めた会議室利用上の遵守事項に従って利用しなければならない。
- 3 利用者が第1項及び前項に違反した場合、当社は利用者に対し、利用承認のキャンセル（取り消し）、会議室の利用の制限または停止、損害賠償請求その他必要な措置を講じることができるものとする。

（禁止事項）

第13条 利用者は、次の事項を行ってはならない。

- (1) 許可のない施設の利用及び立ち入り
- (2) 壁、柱、扉などにポスターを貼る、釘を打つなどの行為
- (3) 危険物や不審物、動物（介助犬を除く）の持ち込み
- (4) 定員を超えての入室
- (5) 故意による設備等の破損
- (6) 騒音や大声、暴力行為など他人に迷惑をかける行為
- (7) 楽器を使った生演奏、カラオケ、合唱、室内での激しい運動、水や火を使う行為
- (8) 当社または第三者の権利を侵害する行為
- (9) 当社または第三者に不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (10) 法令に違反する行為または違反するおそれのある行為
- (11) その他、当社が会議室及び三鷹産業プラザの運営上不適切と判断した行為
- (12) 第12条に違反する行為

（利用制限）

第14条 利用者が、次のいずれかに該当する場合、会議室利用不承認、利用停止、キャンセル（取り消し）等の措置をとることができる。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき
- (2) 会議室及び三鷹産業プラザの施設管理上支障があると認めるとき
- (3) 災害などの事故により会議室の利用ができなくなったとき
- (4) 工事その他の都合により、当社が特に必要と認めたとき
- (5) 施設または付属設備を損傷するおそれがあると認めるとき
- (6) 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に規定される暴力団員であると判明したとき
- (7) 利用の目的、条件に違反したとき
- (8) その他、当社が会議室及び三鷹産業プラザの運営上不適切と判断したとき
- (9) 第12条及び第13条に違反したとき

（免責）

第15条 当社は、会議室及び当社が会議室利用者に貸し出した貸出機器・備品の本契約の内容への不

適合による場合を除き、会議室の利用に際して生じた事故等による会議室利用者及び第三者の損害を賠償する責任を負わないものとする。

(権利譲渡、転貸の禁止)

第 16 条 利用者は第三者への貸出会議室の利用権の譲渡、転貸してはならない。

(個人情報の取得)

第 17 条 当社は、会議室の申し込み手続き及び会議室利用に必要な範囲において申込者の個人情報を取得するものとし、申込者はこれに同意して利用申し込みをするものとする。

2 当社は、個人情報取得の際に個人情報の取り扱いに関する条件（プライバシーポリシー）を予約システム及び当社ホームページを通じて申込者に提示し、同意を得た場合に限り、前項に定める個人情報を取得するものとする。

3 当社は、申込者に返金の必要が生じた場合に限り、申込者から銀行口座情報の提供を受けるものとする。提供された口座情報は、事務手続き完了後、当社において適切なタイミングで適切に廃棄するものとする。

(規約の変更)

第 18 条 当社は、必要に応じて所定の周知期間を経て本規約を変更することができる。本規約変更後、所定の周知期間を経た後に、会議室及び本システムを利用した場合は、変更後の本規約の内容が適用される。

(その他)

第 19 条 その他必要な事項については、三鷹産業プラザ管理運営規程のほか別に定めるものとする。